

令和5年度 第1回松本市個人情報保護制度審議会 会議録

1 日 時 令和5年10月25日(水) 午前9時30分から午前11時

2 場 所 松本市役所 第2委員会室

3 出席者

- (1) 委員 成澤会長、土屋委員、福嶋委員、清水委員
- (2) 議会事務局 住吉次長、三村次長補佐、中田次長補佐
- (3) 事務局 行政管理課 松本課長、長岡課長補佐、羽入田主任、有賀主事

4 内容

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 委員及び職員紹介
- (4) 議事

- ・成澤会長 議事に入る前に、1点、本日の会議の開催結果は松本市附属機関等の設置等に関する要綱に基づき公表することとされておりますので、本日の資料及び発言者、発言内容を記録したものを公表することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ・(異議なし)

【協議事項(1) 要配慮個人情報の取得について】

【報告事項(追加) 個人情報ファイル簿の作成について】

- ・住吉次長 (資料に基づき説明)
- 中田補佐 (「協議事項(1) 要配慮個人情報の取得について」資料に基づき説明) 松本市議会が個人情報ファイル簿を作成したときは、松本市個人情報保護制度審議会に報告することとなっている。資料を配布してよろしいでしょうか。
- ・成澤会長 配付してください。
- ・中田補佐 議会事務局として、10人以上を検索できるデータとして管理している個人情報、現職の議員及び議員であった方の台帳をデータとして管理しています。規程にしたがってファイル簿を作成し、審議会に報告し、ホームページでも公開しています。
- ・成澤会長 要配慮個人情報の取得について、旧松本市個人情報保護条例では、事務を開始する前に本審議会で諮問するという制度だった。議会事務局では、改正後もそのように運用している。今後も条例に基づき、本審議会への諮問をやってもらう必要がある。  
今回の事務は「要配慮個人情報を取得する可能性がある」のではなく、

必ず取得するのではないか。犯罪歴がなかったということもプライバシーではないか。犯罪歴を照会し、該当した場合は犯歴があることが明らかになる。その際に照会結果は不要、というわけにはいかない。犯歴を照会した時点で、要配慮個人情報の取得そのものとしていいのではないか。

照会については、事前に本人から同意をもらうため、問題ないと考ええる。

- ・ 土屋委員 犯歴がなかった場合は、どのくらいの期間文書を保管するのか。犯歴があった場合は、叙勲の場合、上申不可とあるのだから、資料はすぐ廃棄するのか。
- ・ 中田補佐 叙位・叙勲で犯歴があり、上申に至らない場合でも、公文書の保存年限にしたがい、30年保管します。
- ・ 成澤会長 議会の個人情報保護条例では、不必要な情報は廃棄するという条例にはなっていないのか。
- ・ 中田補佐 廃棄するという条例になっています。
- ・ 成澤会長 廃棄することになっているのであれば、事務が終了してから30年も保存する必要がないのでは。
- ・ 福嶋委員 叙勲の場合は、30年。叙位は亡くならないともえられないので、その時まで残しておく必要があるのではないか。30年の期間は、叙位から30年ということか。
- ・ 中田補佐 叙位・叙勲の違いも含め、一度犯歴があることがわかれば、上申をしないことになるので、不必要な情報として、廃棄することも考えられます。一方で、亡くなった後に上申するか判断する際、叙勲上申の際に照会した犯歴の情報を参考とするために、30年保管しています。
- ・ 成澤会長 叙勲対象者は、大体は議員さんで、辞めてから叙位ということになるのか。叙位の場合も、犯歴をもう一度確認するのか。叙勲のときに犯歴があれば、叙位の時に利用するということか。
- ・ 住吉次長 現職の時に叙勲もあるが、亡くなった後に叙位ということもあるので、叙位の際の参考とするため保管しておくということです。
- ・ 土屋委員 道交法違反など細かい犯歴の記載もある。例えば、上申にあたり今日照会し、明日道交法違反となることもある。どの時点の犯歴がほしいのか。亡くなった時に再度照会するなら、叙位のために叙勲時の照会結果を取っておく必要あるのか。犯罪歴というセンシティブな情報を市が扱うのは大変ではないか。
- ・ 住吉次長 現職のときに調査した以後、亡くなるまでの間に、犯罪歴がある可能性もあるので、その時点での最新の情報を照会します。叙勲で照会した場合も再度照会します。
- ・ 成澤会長 亡くなった時にもう一度取得するのであれば、叙勲の情報は、30年も保管すべきではないのではないのか。叙勲の後、犯歴がつく可能性

- もある。この犯罪人名簿とは、一度犯罪があればついてまわるものか。
- ・ 中田補佐 本籍地の市町村長が保管する限りは、犯罪人名簿が更新されない限り、照会すれば同じ内容が取得されます。  
選挙管理委員は、市議会個人情報保護条例第7条第4項に必要ななくなった個人情報は廃棄しなければならない規定があるので、これまで犯歴があった例がなかったが、今後、犯歴がある情報を持てば、条例の規定により廃棄することになります。
  - ・ 成澤会長 叙勲時の照会結果は残しておくという判断か。
  - ・ 住吉次長 叙位・叙勲に関しても、書類としては残していた。今後、取得した場合は、事務が終了した時点で速やかに廃棄することを検討したい。
  - ・ 福嶋委員 犯歴がある方の情報を残しておくのはよくない。取得した犯歴については目隠しする等対応し、詳しい内容を確認できる状態にしておく必要はないと思う。
  - ・ 住吉次長 廃棄及び文書の保存の仕方は検討したい。必要が無くなったものは、条例に基づき速やかに廃棄したい。
  - ・ 成澤会長 議論になった内容を徹底していただいて、本件了とする。

【報告事項ア 令和4年度における松本市情報公開制度の実施状況について】

- ・ 羽入田主任 (資料に基づき説明)
- ・ 成澤会長 毎年報告してもらっているが、例年の資料とは異なる。
- ・ 羽入田主任 例年請求件名を報告していました。今年度は、公文書公開請求については、法令の規定によりホームページにて公表していますが、個人情報開示について公表の義務がなく公表資料を作成していないため、件数のみ報告とさせていただきます。
- ・ 成澤会長 今までは作成していたから、報告していたということか。  
件数だけでもいいかもしれないが、来年度以降、例年やっていたように報告してほしい。
- ・ 羽入田主任 公文書公開請求のみ、件名をお示しすればよいでしょうか。
- ・ 成澤会長 公文書公開請求はそうしてほしい。個人情報は記録を取っていないということか。
- ・ 羽入田主任 統計資料はありますが、請求件名について公表可能な資料の準備がありません。
- ・ 成澤会長 この審議会に報告すると、会議資料は公開なので、公開しなければならないということか。
- ・ 松本課長 ホームページ上に議事録とともに資料を公開することになります。
- ・ 成澤会長 不服申立てがあったものは説明していただきたい。
- ・ 土屋委員 不服申立ての内容は。
- ・ 有賀主事 個人情報は、請求者が来庁した際に対応した市の担当者との面会記録。個人情報の請求件数58件のうち、同じ請求者が複数件請求して

いる状況です。

- ・成澤会長 請求があって、どのように判断したのかは、例年報告があったので、やはり請求件名はあったほうが良い。資料は非公開という形で、審議会には報告してほしい。
- ・清水委員 審議会に報告すると、公表しなければならないのでは。
- ・成澤会長 資料の公開非公開は、審議会で決めればよい。
- ・松本課長 公文書公開請求は、公表している請求件名を報告します。個人情報開示請求は、例年同様個人名を伏せ字処理して第2回審議会で報告します。

【報告事項イ 令和5年度における個人情報ファイル簿の作成及び公表について】

- ・羽入田主任 (資料に基づき説明)
- ・成澤会長 要配慮個人情報の有無が記載されている。先ほどの議会事務局は、以前の個人情報取扱事務届出書と同じように作成している。今年度から個人情報ファイル簿になったが、元々の様式を維持した形でファイル簿にしてほしいと要望していた。公表しない資料にも同じ項目を作ってほしい。
- ・羽入田主任 報告資料に作成した個人情報ファイル簿の全情報を掲載することが困難なため、件名のみ掲載しています。掲載はありませんが、以前の届出書と同じような情報はとりまとめ、行政管理課で保管しています。
- ・成澤会長 少なくとも、目的及び要配慮個人情報の有無、本人から取得しているか、目的外利用があるか、外部提供があるか等個人情報保護条例で審議会報告事項としている項目は記載してほしい。情報がないと審査できないのでお願いしたい。
- ・羽入田主任 審議会報告事項がどの項目に該当するか、わかりやすく示せるよう、資料を作成したい。
- ・清水委員 ファイル簿の保存年限、取得した個人情報そのものの廃棄方法は。
- ・羽入田主任 ファイル簿の保存年限は、行政科目表により現用終了から10年と定められています。
- ・成澤会長 ファイル簿には個人情報が含まれていないから、公文書として扱われているということか。
- ・羽入田主任 各課が取得した個人情報については、事務ごとに定められた行政科目表の保存年限に基づき、保存しています。
- ・成澤会長 新条例に基づき、不要になったら廃棄していったほうがよいのではないか。
- ・長岡補佐 事務によって、個人情報を保存しておく必要性が異なるため、他の法律、定めに応じて、保存しなければならないものもあることはご理解いただきたい。
- ・清水委員 理由なく、残しておくものは、すぐに廃棄されるのか。

- ・長岡補佐 一定期間は保管するが、非現用になれば速やかに廃棄するよう徹底します。
- ・松本課長 訴訟リスクのあるものは、損害賠償の期間程度は保管します。
- ・成澤会長 保管方法の運用マニュアルがあったほうが良いと思う。  
第2回で運用マニュアルを報告してほしい。

【報告事項ウ 個人情報取得及び目的外利用等に係る審議会への報告に関する運用方法について】

- ・羽入田主任 (資料に基づき説明)  
審議会への報告方法について、審議会開催時に一括して報告すればよろしいか、庁内担当課から行政管理課に報告があった都度、委員へメールで報告したほうがよろしいか、報告方法についてご意見をいただきたい。
- ・成澤会長 その都度、審議会に報告してもらったほうがよい。  
個人情報は、一旦明らかになると回復が困難。これまでの運用を尊重すれば、都度メール配信いただき、改めて一括して審議会で報告してもらえればよい。メールの内容を確認し審議が必要であれば、審議会を開催したい。

【報告事項エ 松本市個人番号の利用（市独自利用）事務の追加について】

- ・羽入田主任 (資料に基づき説明)
- ・成澤会長 条例の報告事項にはないが、個人番号はセンシティブな情報。セキュリティは頑丈にしないといけない。個人番号を独自利用する事務を追加する場合は、審議会に報告してもらうこととした。事務の内容を説明してほしい。
- ・羽入田主任 特別支援就学奨励費は、特別支援学級等に就学する児童や生徒の保護者の所得額に応じて、保護者等に対して学用品費等を支給するもの。就学援助費は、児童生徒の保護者で生活保護法の要保護者や市民税の非課税世帯の準用保護者に対して学用品費等を支給するものです。
- ・成澤会長 申請時にマイナンバーを使用することへの同意を得ているか。
- ・羽入田主任 マイナンバー利用対象者は他の市町村の所得情報が必要となる転入者のみ。本人同意を得た上で、マイナンバーカードの写しを提出してもらいます。
- ・成澤会長 マイナンバーカードを持っていない方への対応は。
- ・羽入田主任 個人番号は通知カード等でも確認できるので、マイナンバーカードの有無に限らず情報連携可能です。
- ・成澤会長 今後も独自利用事務の追加があれば報告をお願いしたい。

【報告事項オ 個人情報取扱事務従事者への研修の実施について】

- ・羽入田主任 (資料に基づき説明)
- ・成澤会長 個人情報事務取扱従事者とは職員全員か。
- ・羽入田主任 各課で個人情報を取り扱っている職員です。
- ・成澤会長 全職員を対象に研修した方がよいのではないか。
- ・清水委員 本来は個人情報を取り扱う全職員が知っているべきところ、希望者だけでよいか。全員が受けるべきではないか。
- ・成澤会長 希望者だけでは足りないと感じる。
- ・土屋委員 研修の様子を録画して、持ち回りで研修する等工夫をしてみてもは。
- ・成澤会長 組織全体の課の数は。
- ・有賀主事 およそ150課です。
- ・清水委員 オンライン視聴もできるようにしてはどうか。
- ・成澤会長 研修方法を工夫するように。

(4) 閉会

以上